

## 平成 27 年度 第 6 回 定例理事会の結果について

開催日時 平成 28 年 3 月 24 日（木）午後 2 時 00 分から  
開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

### 第 1 号議案 機械流通委員会に関する件

#### (1) 2 月 9 日開催・第 5 回機械流通委員会結果について

下記①～⑤について、永山機械流通委員長より別添・資料 1 のとおり報告がなされた。なお、下記④-I「夜間勤務環境の改善要望について」は東北遊商として全商協に対し要望書を提出することを機械流通委員会において決議されたが、本理事会においても同様に決議された。

- ① 2 月 3 日開催・全商協機械流通委員会（T V 会議）報告について
    - I 新台納品立会時、部品交換時等に発生する料金と遊技機製造業者による委託業務に対する課題について
    - II 型式が検定機と異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の取扱いについて
    - III 保証書の一部改正について
    - IV 新台納品時立会及び部品交換に伴う健全化要綱と業務委託に関する規程に係る日遊協の「遊技機取扱主任者に関する規程」の一部変更について
    - V 遊技機梱包用ビニール袋の対応等について
  - ② 製造業者遊技機流通健全化要綱及び遊技機製造業者の業務委託に関する規程に係る対応について
  - ③ 新規取扱主任者講習会について
  - ④ その他
    - I 夜間勤務環境の改善要望について
    - II 中古流通業務に使用不可となった遊技機保全ビニール袋の処分について
- (2) 2 月 1 7 日開催・全商協合同勉強会結果について  
永山機械流通委員長より別添・資料 2 のとおり報告がなされた。
- (3) 3 月 8 日開催・第 6 回機械流通委員会結果について
- ① 全商協合同勉強会開催に関する件について  
(上記(2)説明につき省略)

- ② 中古移動及び認定申請における保証書の改正について  
(上記(1)-①-Ⅲにつき省略)
- ③ 日遊協取扱主任者の規程の一部改正について  
(上記(1)-③説明につき省略)
- ④ 型式毎の中古遊技機の在庫状況の調査について
  - ・調査の結果、高射幸性遊技機リスト掲載分の保有数 58 機種 702 台
  - ・320 分の 1 以下の型式遊技機の保有台数 268 機種 890 台
- ⑤ 遊技機包装用ビニール袋に関する件について
  - I 他業者製造のサンプルビニール袋、使用結果について  
(上記(1)-①-V説明につき省略、)
  - II セキュリティシール注文書の一部改正について  
平成 28 年 3 月 17 日付け東北遊商発第 34 号「遊技機梱包袋・セキュリティシール『注文書一部改正』について(ご連絡)」により、注文書の書式変更について文書を発出した。
  - III 使用不能となった遊技機保全ビニール袋の配布について  
(上記(1)-④-II説明につき省略)

⑥ その他

身分証明書発行に伴う申請物「保険証」について

現在、身分証明書発行に伴う申請物として、「社会保険証」または「雇用保険証」としているが、他の地区遊商及び回胴遊商の申請条件を確認した結果は、社会保険証のみである。毎年 6 月に全中古取扱販社より取扱誓約書・従業員名簿・保険証等の提出をいただいております。今回は社会保険証の提出を促し、それでも雇用保険証を提出された販社には事務局より社会保険へ加入しているか否かの確認させていただくこととする。

提出状況を、7 月に開催する機械流通委員会時において確認し、委員会としての意見をまとめ理事会へ上程する。委員会開催時の議案内容は、社会保険証のみに変更するか否か、及び変更となった場合、雇用保険証提出の販社に対しては本年 12 月中迄に社会保険に加入していただき社会保険証を提出していただく件について審議をするものとした。

以上の内容について、本理事会において承認された。

(4) 各種組合発出文書について

永山委員長より、前回理事会以降発出された下記①～⑮の組合文書について、概略説明がなされた。

- ① 平成 28 年 1 月 27 日付け東北遊商発第 6 号「検定機と性能の異なる可

性能のあるぱちんこ遊技機の取扱いについて（通知）」

- ② 平成 28 年 2 月 9 日付け東北遊商発第 16 号「製造業者遊技機流通健全化要綱等のサイボウズ掲載について」
- ③ 平成 28 年 2 月 10 日付け東北遊商発第 18 号「遊技くぎの変更により性能の異なる可能性のある型式遊技機の回収について」
- ④ 平成 28 年 2 月 10 日付け東北遊商発第 19 号「遊技くぎの変更により性能の異なる可能性のある型式遊技機の回収の取扱いについて」
- ⑤ 平成 28 年 2 月 15 日付け東北遊商発第 20 号「型式が検定と異なる可能性のあるぱちんこ遊技機における差替えを行う遊技機の機歴確認について（ご要請）」
- ⑥ 平成 28 年 2 月 25 日付け東北遊商発第 24 号「中古移動及び認定申請における保証書の改正について（通知）」
- ⑦ 平成 28 年 3 月 1 日付け東北遊商発第 28 号「伊勢志摩サミット開催に伴う各都府県方面遊協における自粛期間の詳細について（通知）」
- ⑧ 平成 28 年 3 月 2 日付け東北遊商発第 29 号「遊技くぎの変更により性能の異なる可能性のある型式遊技機の回収について（第二報）」
- ⑨ 平成 28 年 3 月 3 日付け東北遊商発第 30 号「遊技機取扱主任者に関する規程の一部改正について（通知）」
- ⑩ 平成 28 年 3 月 14 日付け東北遊商発第 32 号「遊技機の入替自粛における非加盟ホール様への対応について（協力要請）」
- ⑪ 平成 28 年 3 月 14 日付け東北遊商発第 33 号「遊技機取扱主任者講習試験の申込みについて（通知）」
- ⑫ 平成 28 年 3 月 15 日付け東北遊商発第 34 号「経済産業省からの伊勢志摩サミット等に伴う警備協力について（要請）」
- ⑬ 平成 28 年 3 月 17 日付け事務連絡「QR書類作成ソフト（Ver1.4.2）リリースについて」
- ⑭ 平成 28 年 3 月 17 日付け東北遊商発第 35 号「遊技機梱包袋・セキュリティシール『注文書一部改正』について（ご連絡）」
- ⑮ 「新流通制度に関する講習会」内容の視聴について（連絡）

## 第2号議案 社会貢献委員会に関する件

### (1) 1月28日開催・社会貢献委員会結果について

- ① リカバリーサポートネットワーク（RSN）支援室視察結果について  
林社会貢献委員長より次のとおり報告がなされた。
  - I 視察日時 平成28年1月19日 午後1時45分～3時30分
  - II 視察場所 全商協事務局内リカバリーサポートネットワーク支援室
  - III 参加人数 理事9名、社会貢献委員7名、計16名
  - IV 視察内容
    - i RSN支援室において、実際に「電話相談」を受理している状況を視察
    - ii 全商協久我事務局長の説明を聴講
      - ・RSN支援室の設立の趣旨
      - ・RSN支援室の体制、運用方法
      - ・相談受理状況（受理件数、相談者の年齢・性別、相談内容）
  - V 社会貢献委員の視察感想等
    - ・沖縄のRSN本部に行って実態を詳しく知りたくなった。
    - ・実際にはぱちんこをしている本人よりも家族の人が困っていると思うので、本気でやるのであればそちらの方にも新聞等で広報して欲しい。
    - ・当日は相談電話が少なかったようだが、今後、ティッシュペーパーの配布等の広報活動により相談が増えてくると思うので健全化に期待できる。
    - ・中々相談出来ない人も居ると思うので、RSNで簡単に相談できる環境をつくって欲しい。
    - ・ぱちんこ業界はグレーなイメージを持たれているので、このような社会貢献活動で社会と行政にアピールして行く必要がある。

### ② 平成27年度「支出予測」及び平成28年度「活動事業計画及び予算計画」について

林社会貢献委員長より下表のとおり報告・上程され承認された。なお、平成28年度予算について、児童養護施設に対する寄付金を1施設当たり10万円にすること。新たな予算として、非常用災害積立金300万円及び未確定の植樹祭費、オレンジリボン支援金、災害義捐金に充当するための予備費50万円の予算措置と、これらの予算は来年の組合業績状況によるものであることの補足説明がなされた。

I 平成27年度「支出予測」			
No.	実施年月	名 称	所 要 額
1	平成27年07月	森の長城プロジェクト「平成の杜」植樹活動	28,986
2	平成27年09月	「広瀬川1万人プロジェクト」清掃活動（回胴遊商合同）	222,562
3	平成27年12月	献血活動強化月間の実施	0
4	平成28年01月	リカバリーサポートネットワーク支援室視察	0
5	平成28年01月	オレンジリボン支援グッズ購入	382,950
6	平成28年03月	児童養護施設寄付金（34施設）	3,300,000
		青森県（6施設）	(600,000)
		秋田県（4施設）	(400,000)
		岩手県（6施設）	(600,000)
		宮城県（5施設）	(500,000)
		山形県（5施設）	(500,000)
福島県（7施設→8施設）	(700,000)		
7	平成28年03月	公益法人協賛金等（9法人）	535,000
		青森県防犯協会連合会	(50,000)
		青森県暴力団追放推進センター	(20,000)
		岩手県防犯協会連合会	(50,000)
		岩手県暴力団追放推進センター	(40,000)
		宮城県防犯協会連合会	(50,000)
		宮城県暴力団追放推進センター	(50,000)
		秋田県防犯協会連合会	28年度から
		秋田県暴力団壊滅県民会議	(25,000)
		山形県防犯協会連合会	(50,000)
		山形県暴力団追放推進センター	(100,000)
		福島県防犯協会連合会	28年度から
福島県暴力団追放推進センター	(100,000)		
8	平成28年03月	公益法人寄付金（3法人）	300,000
		宮城県防犯協会連合会	(100,000)
		宮城県暴力団追放推進センター	(100,000)
		宮城県犯罪被害者支援センター	(100,000)
合 計			4,769,498

II 平成28年度「活動事業計画及び予算計画」			
No.	実施年月	名 称	所 要 額
1	平成28年07月	森の長城プロジェクト「平成の杜」植樹活動	0
2	平成28年09月	「広瀬川1万人プロジェクト」清掃活動（回胴遊商合同）	250,000
3	平成28年12月	献血活動強化月間の実施	0
4	平成29年01月	オレンジリボン支援グッズ購入	0
5	平成29年03月	児童養護施設寄付金（34施設）	3,400,000
		青森県（6施設）	(600,000)
		秋田県（4施設）	(400,000)
		岩手県（6施設）	(600,000)
		宮城県（5施設）	(500,000)
		山形県（5施設）	(500,000)
福島県（8施設）	(800,000)		
6	平成29年03月	公益法人協賛金等（12法人）	680,000
		青森県防犯協会連合会	(50,000)
		青森県暴力団追放推進センター	(40,000)
		岩手県防犯協会連合会	(50,000)
		岩手県暴力団追放推進センター	(40,000)
		宮城県防犯協会連合会	(50,000)
		宮城県暴力団追放推進センター	(50,000)
		秋田県防犯協会連合会	(50,000)
		秋田県暴力団壊滅県民会議	(50,000)
		山形県防犯協会連合会	(50,000)
		山形県暴力団追放推進センター	(100,000)
		福島県防犯協会連合会	(50,000)
福島県暴力団追放推進センター	(100,000)		
7	平成29年03月	公益法人寄付金（3法人）	300,000
		宮城県防犯協会連合会	(100,000)
		宮城県暴力団追放推進センター	(100,000)
		宮城県犯罪被害者支援センター	(100,000)
8		非常用災害引当金	3,000,000
9		予備費（植樹祭、オレンジリボン、災害義捐金等に充当）	500,000
合 計			8,130,000

(2) 献血活動強化期間の実施結果報告について

昨年12月1日から本年2月末日までの3ヶ月間推進してきた献血活動強化月間の結果について、献血実施者が45名と前年比+11名（+32.4%）となる成果を得ることが出来たことについて、林社会貢献委員長より報告及謝辞がなされた。

(3) 寄付行為の実施結果報告について

林社会貢献委員長より下表のとおり報告がなされた。

① 児童養護施設に対する寄付金の贈呈

平成27年度寄付行為（児童養護施設）実施結果表

山形県	贈呈日時	平成28年3月8日(火)	13:00頃
	贈呈場所 (住所)	新庄市「双葉荘」 新庄市大字萩野字横根山80-1	
被贈呈者	双葉荘荘長佐藤明		
問合せ担当者 (電話)	双葉荘荘長佐藤明 0233-25-2018 fax0233-25-2019		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 寒河江学園	100,000		林副理事長兼社会貢献委員長
② 山形学園	100,000		佐藤社会貢献委員
③ 双葉荘	100,000	300,000	東海社会貢献委員
④ 興留館	100,000		
⑤ 七尾恩園	100,000		
計(5施設)	500,000	300,000	

秋田県	贈呈日時	平成28年3月9日(水)	11:00頃
	贈呈場所 (住所)	横手市「県南愛児園」 横手市横山町1-1	
被贈呈者	県南愛児園園長 谷口太郎		
問合せ担当者 (電話)	県南愛児園園長 谷口太郎 0182-32-6065 fax0182-32-4678		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 県南愛児園	100,000		林副理事長兼社会貢献委員長
② 感恩講児童保育園	100,000		大久保社会貢献委員
③ みその聖園天使園	100,000	300,000	
④ 陽清学園	100,000		
計(4施設)	400,000	300,000	

青森県	贈呈日時	平成28年3月10日(木)	11:00頃
	贈呈場所 (住所)	青森市「藤聖母園」 青森市奥野3-7-1	
被贈呈者	青森県児童養護施設協会会長(幸樹園長)山口俊輔 藤聖母園施設長 井上高子		
問合せ担当者 (電話)	藤聖母園施設長山口俊輔(0173-22-6341 fax0173-22-6342)		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 藤聖母園	100,000		林副理事長兼社会貢献委員長
② 美深園	100,000		山内常務理事
③ 幸樹園	100,000	300,000	理事務局次長
④ あけぼの学園	100,000		
⑤ 八戸市社会福祉事業団	100,000		
⑥ 弘前愛成園	100,000		
計(6施設)	600,000	300,000	

福島県	贈呈日時	平成28年3月15日(火)	11:00頃
	贈呈場所 (住所)	福島市「青葉学園」 福島市土船字新林24(024-593-1022)	
被贈呈者	福島県社会福祉協議会児童施設部会長兼 青葉学園園長 神戸信行		
問合せ担当者 (電話)	社会福祉協議会安達弘和 024-523-1253 fax024-524-3618		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 淵川愛学園	87,500		水山副理事長
② 白河学園	87,500		杉木理事兼副委員長
③ 青葉学園	87,500	300,000	千葉事務局長
④ 会津児童園	87,500		
⑤ アイリス学園	87,500		
⑥ 福島愛学園	87,500		
⑦ いわき青英舎	87,500		
⑧ 森の風学園	87,500		
計(8施設)	700,000	300,000	

岩手県	贈呈日時	平成28年3月15日(火)	11:00頃
	贈呈場所 (住所)	一関市「ふじの園」 一関市山目字館2-5	
被贈呈者	岩手県児童養護施設協議会会長 佐藤 孝		
問合せ担当者 (電話)	岩手愛児会みちのくみどり学園主任伊藤将 019-663-3171 fax019-663-3171		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 日本児童会「みちのくみどり学園」	100,000		高橋理事長
② 大洋学園	100,000		林副理事長兼社会貢献委員長
③ 青雲荘	100,000	300,000	佐藤専務理事
④ 和光学園	100,000		柏木社会貢献委員
⑤ ふじの園	100,000		(中部遊商)
⑥ 青松会	100,000		林理事長 山名専務理事
計(6施設)	600,000	300,000	

宮城県	贈呈日時	平成28年3月15日(火)	15:00頃
	贈呈場所 (住所)	仙台市「丘の家子どもホーム」 仙台市青葉区小松島7-1	
被贈呈者	丘の家子どもホーム園長鈴木重良		
問合せ担当者 (電話)	丘の家子どもホーム園長鈴木重良 022-234-6303 fax022-234-6304		
施設名	東北遊商寄付額	中部遊商寄付額	贈呈者等
① 仙台天使園	100,000		高橋理事長
② 小百合園	100,000		林副理事長兼社会貢献委員長
③ ラ・サール・ホーム	100,000	300,000	佐藤専務理事
④ 丘の家子どもホーム	100,000		安達、慈治社会貢献委員 (中部遊商)
⑤ 気仙沼祖が丘学園	100,000		林理事長 山名専務理事
計(5施設)	500,000	300,000	※ほくとう通信取付依頼

東北遊商合計(34施設)	3,300,000
中部遊商合計(34施設)	1,800,000

② 警察関係公益法人に対する寄付金の贈呈

平成27年度寄付行為（公益法人）実施結果表

No.	団体名	協賛金額	納入	寄付金額	贈呈日	贈呈者
1	青森県防犯協会連合会	50,000	7月			
2	青森県暴力団追放推進センター	20,000	7月			
3	岩手県防犯協会連合会	50,000	3月			
4	岩手県暴力団追放推進センター	40,000	2月			
5	宮城県防犯協会連合会	50,000	6月	100,000	h28/3/18/11:00	5役
6	宮城県暴力団追放推進センター	50,000	1月	100,000	h28/3/18/11:00	5役
7	宮城県犯罪被害者支援センター	-	-	100,000	h28/3/18/11:00	5役
8	秋田県防犯協会連合会	28年度から				
9	秋田県暴力団壊滅県民会議	25,000	2月			
10	山形県防犯協会連合会	50,000	6月			
11	山形県暴力団追放推進センター	100,000	2月			
12	福島県防犯協会連合会	28年度から				
13	福島県暴力団追放推進センター	100,000	2月			
小計		535,000				
合計				835,000		300,000

贈呈日時	平成28年3月24日(木) 11:00
贈呈場所 (住所)	東北遊技機商業協同組合 議室 仙台市青葉区五橋1-1-30
被贈呈者	宮城県防犯協会連合会 宮城県暴力団追放推進センター 宮城県犯罪被害者支援センター

(4) のめり込み防止啓蒙用ポケットティッシュ作成等の途中経過報告について

千葉事務局長より、平成28年2月22日付けで、435,000個の「のめり込み防止啓蒙用ポケットティッシュ」の作成と東北6県870ホールへの配送業務、総額2,999,592円の委託契約を「ほくとう通信社」と締結し、順調に推移し4月1日及び2日に各ホールに配送完了予定である旨の報告がなされた。

第3号議案 3月17日開催・全商協理事会に関する件

高橋理事長より次のとおり報告がなされた。

(1) 第99回中古機流通協議会の報告について

① 平成28年1月、2月の確認証紙発給状況について

発給状況は下表のとおり、中古は2月末合計は前年並みとなっている。認定は1月の申請はガロファイナルと沖海Ⅲがそれぞれ約3割を占め、2月は途中経過ではあるが、沖海Ⅲが申請の9割を占めている状況である。

全商協確認証紙・中古用発給状況（1～2月）

区分 月別	中古稼働実績		キャンセル		確認証紙 発行枚数	前年中古稼働実績		前年比	
	件数	台数	件数	台数		件数	台数	件数	台数
平成28年1月	48,890	84,117	198	379	84,496	48,081	89,006	102%	95%
平成28年2月	49,640	82,270	219	641	82,911	52,223	95,156	95%	86%
平成27年4月～ 平成28年2月計	574,595	1,015,250	1,940	4,707	1,019,957	556,180	1,019,467	103%	100%

全商協確認証紙・認定用発給状況（1～2月）

区分 月別	認定稼働実績		キャンセル		確認証紙 発行枚数	前年認定稼働実績		前年比	
	件数	台数	件数	台数		件数	台数	件数	台数
平成28年1月	1,827	5,039	12	75	5,114	3,973	12,574	46%	40%
平成28年2月	1,741	11,441	14	116	11,557	2,372	5,418	73%	211%
平成27年4月～ 平成28年2月計	28,888	115,191	183	817	116,008	29,239	81,674	99%	141%

② 検定と異なる可能性のある遊技機に関する中古機流通の取扱いについて

日工組から提示された、検定と異なる可能性のある遊技機の回収リストの対応について、特段な問題は発生していない旨、発言させて頂いた。

(2) 各委員会の報告について

内容は地区遊商とほぼ同様なので省略するが、ひとつだけ、東遊商で先駆けて「遊技機取扱主任者講習受講・試験受験申請書取扱規約」を施行した件であるが、これは主任者の資格を取得するためには販社の正規雇用の者（社会保険加入）に縛りをつけたもので、今後全国に波及してくるものと思われる。

(3) 2016年度の(一社)遊技産業健全化推進機構とリカバリーサポート・ネットワーク(いわゆるRSN)の負担金について

推進機構の負担金は「5,441万4,000円」となり、RSNの負担金は「355

万6000円」となっている。

機構の予算は年間で4億4,000万円かかり、その内、全機連が2億1,000万円負担する。全商協はこの約26%、5,441万4,000円を負担している状況にもかかわらず会員であるが役員ではない、運営側に入らせてもらえない状況にあり、総会時の発言も難しいことが課題である。現状、機構の伏見専務理事へ個別に相談できればいいと考えている。

(4) 遊技機流通制度連絡会について

3月14日の中古機流通協議会終了後、日工組にて遊技機流通制度連絡会の発足式が行われた。この協議会は新流通の問題点を話し合っていく会である。

(5) 日遊協の副会長と監事候補者の選定について

全機連の要請により全商協からも新たな日遊協の副会長と、監事候補者を選定する必要がある。なお、日遊協の会員である事が選定の条件となる。

日野副会長と畠山副会長の推薦提案があり、理事全員異議なく承認された。

第4号議案 経常利益に関する件（1、2月分）

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

1月末日現在			2月末日現在		
区分	検定書類	確認証紙	区分	検定書類	確認証紙
当月受理件数	4,115	6,463	当月受理件数	4,064	6,381
前年同月	4,415	7,414	前年同月	4,195	6,880
増減率	-6.8%	-12.8%	増減率	-3.1%	-7.3%
年度累積	44,942	78,710	年度累積	49,006	85,091
前年同期累積	43,462	75,704	前年同期累積	47,657	82,584
増減率	3.4%	4.0%	増減率	2.8%	3.0%

(2) 経営状況

○ 1月単月の営業損益

a営業損益 p5		差引き	
売上総利益	12,702,333	販売費及び一般経費	21,563,441
			-8,861,108

○ 1月末現在の当期純利益(27年4月～28年1月までの累計)

a営業損益 p5		差引き	
売上総利益	142,884,691	販売費及び一般経費	136,856,129
			6,028,562
前年同	137,830,027		127,015,103
差引き	5,054,664		9,811,026
増減率	3.7%		7.7%
			-44.3%
b営業外損益等 p6		差引き	
営業外収益	3,754,269	営業外費用	4,435
		法人税、住民税及び事業税	3,501
			3,746,333
当期純利益(a+b)	146,638,960	-	136,864,065
			9,774,895
		前年同月	9,663,330
		差引き	111,565
		増減率	1.2%



○ 2月単月の営業損益

a営業損益 p5				
売上総利益	12,605,341			差し引き
		販売費及び一般経費	10,537,122	2,068,219

○ 2月末現在の当期純利益(27年4月～28年2月までの累計)

a営業損益 p5				
売上総利益	155,490,032			
		販売費及び一般経費	147,393,251	8,096,781
前年同月	150,675,518		141,544,522	9,130,996
差し引き	4,814,514		5,848,729	-1,034,215
増減率	3.2%		4.1%	-11.3%
b営業外損益等 p6				
営業外収益	4,213,752			
		営業外費用	6,222	
		法人税、住民税及び事業税	3,501	4,204,029
当期純利益(a+b)	159,703,784	-	147,402,974	12,300,810
			前年同月	12,360,940
			差し引き	-60,130
			増減率	-0.5%

(3) 佐藤専務から1月及び2月の経営状況について詳細に説明がなされたが、

- ① 特に、組合の純資産(2月末現在)について下表のとおり、約1億2千万円と一見金が余っているように見えるが、このうち出資金・加入金2千390万円は将来返還する金であること。また、法定利益準備金約1千万円と特別積立金約1千560万円は損失が出たとき以外は取り崩せない金であること。当期未処分利益約1千300万円は今後税金が引かれ処分案が策定されること。結局、取り崩し可能な金は特別積立金約5千870万円であるが、本来であれば脱会まで返還しない加入金を返還しているこの分として3千万円位は留保する必要があると思うので、実際に使える金は約2千800万円程度であることをご理解願いたいこと。

純資産の見方(平成27年 2月 末現在を検証)

①資産の合計		②負債の合計		③純資産合計	
流動資産	現預金 151,017,705	負債	未払費用 5,193,015	純資産	出資金 7,600,000
	商品 254,100		前受金 570,000		加入金 16,300,000
	前払費用 710,640		預り金 2,501,038		法定利益準備金 10,514,909
	未収金 14,747,879		仮受消費税 9,225,982		別途積立金 58,791,350
	立替金 304,560		預り保証金 40,000,000		特別積立金 15,671,459
	仮払い消費税 7,156,619		教育情報費用繰越金 820,000		当期未処分利益 13,062,907
	貸倒引当金 -106,000		計 58,310,035		計 121,940,625
計	174,085,503				
固定資産	建物付属設備 1,143,491				
	工具・器具・備品 246,082				
	減価償却累計額 -312,400				
	電話加入権 74,984				
	出資金 2,200,000				
	敷金 2,692,000				
	長期前払費用 121,000				
計	6,165,157				
①資産の合計	180,250,660	②負債の合計	58,310,035		
		①-②	121,940,625	純資産合計	121,940,625

- ② また、組合員に対する配当金であるが、中小企業等協同組合法第五十九条第2項において「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員

が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。」と規定されており、年一割を超えた金・物は配当出来ない事になっている。また、同法第百十五条第1項において「次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。」、同第25項において「第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。」と罰則が規定されていることから、これに違反することは組合理念の根幹を揺るがすものであることをご理解願いたい旨の説明がなされた。

<定款抜粋>

(理事の忠実義務)

第30条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

## 第5号議案 その他

- (1) 「旅費（費用）・報酬（日当）」について  
旅費・日当の金額について、税理士より、
  - ・「金額が高いのではないか。」
  - ・「短時間の会議の出席にもかかわらず、高額の旅費日当を支給しているが、税務調査があった場合には報酬と認定される恐れがあること。」
  - ・「旅費日当を減額して、逆に報酬を高くしてはどうか。」の指導があった。また、報酬については、毎年、通常総会での決議事項となっていることから審議した結果、
  - 旅費（費用）の旅費日当については、改正することなく、前年同様の金額でよい。
  - 役員報酬については、前年同様の月額報酬での予算案策定と役員報酬議案を作成すること。
  - 委員報酬については、前年同様の金額でよい。以上のとおり決議された。
- (2) 平成28年度の「賦課金(組合費)」納入について(暫定措置)
  - 平成28年度の賦課金(組合費)について、前回の理事会において「月額5,000円」での予算編成することが決定されたことから、組合員に暫定措置として賦課金納入の通知文書の発出について審議した。
  - 審議中に、堀内理事から機械部会の要望として、
    - ① 平成28年度の賦課金については、「年額10,000円」として予算編成すること。
    - ② 平成28年度の手数料の減額については、「50%の値引き」で予算編

成すること。

の二つの議案が提案された。

- 前項の「賦課金年額 10,000 円」として予算編成するか、「賦課金月額 5,000 円」として予算編成するかについて審議し、採決の結果、「賦課金年額 10,000 円」として予算編成に賛成 3 人（堀内、大泉、渡部理事）、「賦課金月額 5,000 円」として予算編成に賛成が 9 人で、「賦課金月額 5,000 円」として予算編成することになった。
- 平成 28 年度の「賦課金(組合費)」納入について(暫定措置)の文書発出についても賛成多数で可決された。
- 平成 28 年度の手数料の減額についての「50%の値引き」での予算編成案については、審議の結果、「手数料 50%値引き」と「手数料 30%値引き」での予算案を基に、次回の理事会においてシュミレートし検討することとした。
- なお、本件に関連し、高橋理事長より第 3 号議案報告後、次のとおり説明がなされた。
  - ・ 打刻書類発行手数料については 30%の値引きをし組合員の皆様にお返ししていることはご承知のとおりですが、金額にしますと、一月約 570 万円、年額約 6,300 万円を還元しております。
  - ・ また、確認証紙の値引きについて改めて説明しますと、本来の販売価格 324 円(税込み)に対し 43%値引きの 183 円で組合員の皆様に販売しており、一月約 100 万円、年額約 1,200 万円を還元しております。
  - ・ 更に、ビニール袋、シール代金については、本来の販売価格 114 円(税込み)に対し組合が 50%を負担し半額の 57 円で組合員の皆様に販売し、年額約 400 万円を還元している形となっています。このように組合として組合員の皆様に対し誠意を尽くしていることをご理解願います。

### (3) 職員等の人事に関する件

#### ① 真田俊祐事務局職員の退職について

当該職員の仕事に対する能力不足が顕著に見られ、長期間にわたり指導して来たが、改善が認められず、他職員にも悪影響を及ぼしていることから、本人対し退職勧奨を促したところ、2月29日これを受け入れ3月31日付けでの退職届が提出され、円満退職することになったことについて報告がなされ、承認された。

#### ② 高橋あすか事務局職員の退職について

2月9日、当該職員より一身上の都合により3月31日付けの退職願が提出され、慰留したが、以前より本人が希望していた職種の関連会社への採用が内定し決意が固いことから本退職願を受理し、退職すること

になったことについて報告がなされ、承認された。

③ 高橋あすか事務局職員の後任としての派遣社員の採用について

前記、高橋あすか職員の退職に伴う補充として、理事長の事前承認を受け、3月1日付けでリクルート社派遣社員、圓子成美（23才）を採用したことについて報告がなされ、了承された。

④ 派遣職員契約期間満了に伴う新規派遣職員の採用について

6月30日で契約期間満了となる志野舞佳・リクルート社派遣社員は契約更新しない旨の意思表示をしていることから、その補充として新規派遣社員を採用する必要があるが、4月1日から採用することとして、理事長より事前了承を受け採用手続きを行っていることの報告がなされ、了承された。

⑤ 派遣社員の正規職員としての採用について

リクルート社派遣社員 針生佳奈 契約（稼動）期間 9/1～4/30

〃 紹介予定派遣社員 村山友梨 契約（稼動）期間 11/1～4/30

について、両名は素行、勤務態度とも良好であり、書類発給業務の向上、安定化を図るため、5月1日付けで当組合正職員として採用してよろしいかについて上程された。

また、採用にあたりリクルート社に対する、人材派遣契約書に基づく紹介手数料を、派遣社員・針生佳奈については年間賃金の14.2%30万円、紹介予定派遣社員・村山友梨については年間賃金の20%48万3千円の支出も併せて上程され、それぞれ承認された。

※以上、①～⑤理事10人賛成（永山副理事長、堀内理事退席）

(4) 事務局職員の定期昇給について

事務局職員の定期昇給について審議した結果、平成28年度は書類の大幅減が予想され、事業収入が不透明であることから、「定期昇給は無し」とした。ただし、事業収入の内容によっては「賞与」で補填するものとした。

※理事10人賛成（永山副理事長、堀内理事退席）

(5) 事務局職員の「決算賞与」について

事務局職員の「決算賞与」について審議した結果、前年度と同様「一律100,000円」と「平成28年度定期昇給無し」を考慮し、「一律3,000円×12ヶ月」を加算するものとした。ただし、3月31日付けで退職予定の「高橋あすか」及び「真田俊祐」職員は「一律50,000円」とした。

※理事10人賛成（永山副理事長、堀内理事退席）

(6) 「専務理事、事務局長」の継続雇用の有無について

佐藤専務理事、千葉事務局長の継続雇用について審議した結果、

- 継続雇用とする。
- 雇用条件は「嘱託職員雇用契約書（案）」のとおり前年度と同様とする。
- 給与・各種手当については、「嘱託職員報酬並びに諸手当一覧表」の「第一案」のとおり前年度と同様とする。

以上のとおり決定された。

※理事9人賛成（永山副理事長、堀内理事、佐藤専務理事退席）

(8) 次回理事会の開催日について

4月12日（火）正午開催とした。

## 平成 27 年度第 5 回機械流通委員会議事要約

開催日時：平成 28 年 2 月 9 日（火）午後 2 時 00 分

議事要約：下記のとおり

## 記

## ① 全商協機械流通委員会報告（2 月 3 日 TV 会議）

## I 新台納品立会時、部品交換時等に発生する料金と遊技機製造業者による委託業務に対する課題について

メーカー主導で新ルールがスタートするにあたり、組合員を守るためにはどの程度の対価を頂かなければ成り立たないか、全商協全体として取りまとめるため、各地区遊商の意見を求められた。このことについて検討した結果、東北遊商としての要望額を、基本料金 20,000 円以上（4 台までの点検確認料を含む）、交通費 5,000 円以上、点検確認料 1,000 円（基本料金 4 台を超えた 1 台当たり）とした。

## II 型式が検定機と異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の取扱いについて

## i 平成 28 年 1 月 29 日付け全商協発第 105 号会長名みだしの発出文書に関し、回収（撤去機）リストが発表された際の対応等について、各地区遊商から要望等が上がってきているが、事務局レベルで打合せを行い、必要なものは委員会へ上げてもらうものとした。

## ○ 全単組の事務局連絡会議からの要望内容

「速やかに新しい書類を交付」と文書に記載されているが、メーカーから機歴の確認が早めに取りれないと 5 営業日以内に発給することは出来ないという意見が多く寄せられている。

## ○ 「2 月 4 日（木）・2 月 8 日（月）開催」事務局テレビ会議結果

- ・全商協から日工組へ要望書を出してはどうかと意見がまとまった。
  - ・メーカーへ差替分の機歴 F A X を行う際、全国統一の送付状を付ける。
  - ・日工組へ発出する協力要望書、及び FAX 送信票を全商協にて作成する。
  - ・全商協事務局より、会長及び副会長へ確認して貰い、了承をいただければ、日工組へ持参し説明を行う。
  - ・メーカーから機歴に、移動可否の○×を付けて貰い返信 FAX を頂く。
- ii 回収（撤去機）リストが公表された後の「対処方法」について  
事務局より、回収（撤去機）リストが公表された後の組合員に対する「対

処方法」の通知案が提案され、当該リストが公表された場合は速やかに組合員に通知するものとした。(平成 28 年 2 月 10 日付け東北遊商発第 19 号「遊技くぎの変更により性能の異なる可能性のある型式遊技機の回収の取扱いについて」により文書発出済み。)

### III 保証書の一部改正について

4 月 1 日から「中古遊技機流通健全化要綱」別記様式第 1 号の保証書の様式が一部が改正される。これは、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」別記様式第 4 号の保証書の様式と 2 通りになっているものを「検定と認定」の 1 つの保証書に統合するものであり、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」別記様式第 4 号は廃止されることになっている。また、後日本件について、中古機流通協議から文書が発出され予定である。(平成 28 年 2 月 25 日付け東北遊商発第 24 号「中古移動及び認定申請における保証書の改正について (通知)」により文書発出済み。)

なお、これに伴うソフトの改修を全商協事務局において進めている。(平成 28 年 3 月 17 日付け事務連絡「QR 書類作成ソフト (Ver1.4.2) リリースについて」により文書発出済み。)

### IV 新台納品時立会及び部品交換に伴う健全化要綱と業務委託に関する規程に係る日遊協の「遊技機取扱主任者に関する規程」の一部変更について

リサイクル推進委員の中部遊商林理事長より次のとおり説明がなされた。

2 月 2 日に「リサイクル推進委員会」終了後に日遊協の堀内専務理事から取扱主任者の改正案について回胴遊商、全商協、全日遊連の事務局に対して資料を元に説明があった。

遊技機製造業者の業務委託に関する規程が施行されることにより、遊技機取扱主任者規程の第 11 条 1 号～7 号に新たに 8 号「前各号に掲げるものの他、遊技機製造業者の業務委託に関する規程により遊技機取扱主任者・・・。」を盛り込むことを検討しているとのことである。(平成 28 年 3 月 3 日付け東北遊商発第 30 号「遊技機取扱主任者に関する規程の一部改正について (通知)」により文書発出済み。)

### V 遊技機梱包用ビニール袋の対応等について

全商協事務局では、各地区遊商の需要に滞りが出ないように、製造業者ミラクル工業と調整を行っているが、今後について、万が一供給が不具合となった場合を考えて、他業者との検討を進めて良いかについて提議され、了承された。

また、他業者製造のビニール袋サンプルが、2 月 12 日(金)に業者より各地区遊商に「10 枚」発送される。これに伴いサンプル袋を試用いただく「販社をどうするか」について調整した結果、廣村商事、第一遊機及び東栄商事

各社にお願いすることとした。なお、到着後2週間を目処に、全商協へ報告(2月末頃まで)しなくてはならないことを申し添えた。(調査した結果、①のりしろのシールの貼り付きが悪い②素材が薄い③袋の厚さが薄いため、のりしろシールが貼りづらい等により、調査販社全社とも採用(使用)不可との回答があり、その旨を全商協に報告した。)

## ② 製造業者遊技機流通健全化要綱及び遊技機製造業者の業務委託に関する規程に係る対応について

2月3日全商協機械流通委員会にて、要綱・規程が制定された報告がなされ、データではあるが、「日工組」「日電協」両団体理事長印が捺印された通知書、並びに両団体の発番号が正式に入った要綱・規程が届いたことに伴い、事務局より下記のとおり提議された。

- 組合員への通知手段として、「通知書」及び「要綱」「規程」をについて、FAXもしくはサイボウズ(検定通知書検索システムの掲示板)へ掲載するか、他方法を検討願いたい。
- 通達を行うことにより様々な質問が挙げると予測されるが、要綱・規程についての「説明会」の開催をするか否かの検討を願いたい。

検討結果、通知文書発出と要綱・規程のサイボウズ掲載を本日中に行うものとし、「説明会」は行わないものとした。(平成28年2月9日付け東北遊商発第16号「製造業者遊技機流通健全化要綱等のサイボウズ掲載について」により文書発出済み。)

## ③ 新規取扱主任者講習会について

- 2月度の講習会への希望者は無し。
- 3月度については、現在2名受講希望である。  
開催日については、3月23日(水)とした。⇒結果、2名とも合格

## ④ その他

### I 夜間勤務環境の改善要望について

ここ近年は納品設置後の点検確認が真夜中に行われ、作業終了時間は午前4時頃まで及んでいるのが現状にある。帰宅時間にあっては午前6時前後まで及んでおり、社員の勤務条件は非常に厳しい状況にあり、体調管理等々の問題が危惧されているところである。業界では作業終了後の重大な事故等の報告は無いが、もし万が一とすることも心配される等、我々業界の大きな課題である。

今般4月1日から新台設置点検確認及び点検確認業務が新たにスタートすることになり、我々も関わりを持つことになると思うが、他団体関係者も



同様の問題を共有することとなると思われるので、この機会に、業界あがでの懸案事項と捉えていただくよう、全商協に要望書を提出することについて、了承決議された。

- Ⅱ 中古流通業務に使用不可となった遊技機保全ビニール袋の処分について  
中古流通業務に使用不可となった、(株)サンセイアールアンドディ社製「CR牙狼金色になれXX」専用保全ビニール袋970枚を事務局で保管しているが、今後中古流通業務の保全措置用としては使用できないことから、廃棄処分を予定しているが、その対応について検討した結果、保全措置以外の用途で使う事は可能なので、組合員に希望調査を行い希望者に配布し、残った場合は廃棄処分するものとした。なお、送料は着払いとする。(⇒結果、1月15日希望調査文書発出、配付終了。)

## 関西遊商での合同勉強会について（概要報告）

開催日時：平成 28 年 2 月 17 日（木）15 時～17 時半

開催場所：ホテル日航大阪 4 階「孔雀の間」

議事要約：下記のとおり

## 記

## 1 製造業者遊技機流通健全化要綱並びに遊技機製造業者の業務委託に関する規程等について

佐々木委員長より製造業者遊技機流通健全化要綱と遊技機製造業者の業務委託に関する規程についての議題が提示され、前回 2 月 3 日の機械流通委員会で協議されたもの以外に全商協として検討が必要なものがあれば提案をしてほしいとのことだったが、新たな質問等はなかった。

続いて、新台納品立会い時と部品交換後の点検確認の委託業務における料金について、東遊商が作成した資料を元に、本日 2 月 17 日の組織委員会で中村会長から説明があった内容（基本料金は 20,000 円（1 案件につき）、同日で 2 メーカーの場合は 1 社 15,000 円、3 メーカー以上では 1 社 10,000 円、確認料 1 台あたり 1,000 円、交通費実費等）の詳細について、佐々木委員長から説明があった。販社として業務委託を受けるにあたり最低限必要な人件費等を捻出するための再考案として提示されたもので、全商協としてこの再考案を採用することが決定した。この内容をもって中村会長が明日、日工組及び日電協の会議に持ち込み、回胴遊商とともに相談をしてくる事となりました。また、基本料金は、新台納品時の立ち会い、部品交換後の点検確認ともに同じです。

本件に対して、以下の質問が挙がった。

Q. 交通費がメーカー数で割り切れない数字になったらどうするのか。

A. 都度対応で、メーカー単位で割るようにしてもらいたい

Q. 納品設置も行うのか。

A. ぱちんこ機は納品設置後の確認作業であり、納品作業は別である。

また、四国遊商からは回胴遊商もこの内容で対応出来るのか、全商協が提案するならばしっかりと、全商協が行う作業は厳格であり、全商協だからこそ任せられるということをアピールしてもらいたいと要望があった。これについては、佐々木委員長から、全商協の立ち位置等も含め、日工組に伝えると発言があった。

## 2 回収リストに掲載された遊技機の対応について

佐々木委員長から、2月10日の回収リスト発表後にトラブルが無かったか確認があった。これに対し、関西遊商から販社やホールが知る前に、行政から申請を取り下げよういきなり言われて混乱したとの報告があった。これについて、佐々木委員長から2度目からは、改善していただくよう日工組に依頼するということだった。また、日野副会長からも組織委員会を通じて伝えるということだった。

本件に対して、以下の質問が挙げられた。

Q. 所轄警察署から、ルパン三世でスペック違いの機械まで取り下げられるように言われたのだが、どうすればよいか。

A. 東京でも、スペック違いを指摘されたが、担当者に説明をしたら問題無しということだったので、県遊協から所轄警察署に説明をしてもらえばよいのではないかと。

Q. 認定申請中にリストが出て不認定になった場合どうするのか。

A. 実務費については、実際に赴き検査をしているので、返すことはないが、打刻書類が返却され、確認証紙を剥離し、組合に提出された場合は、書類代と証紙代を返金したらどうか。また、認定通知書を受領したら返金しなくてもよいのではないかと。と意見が出たが、まとまらなかったため、全商協の事務局担当者会議で検討してもらうことになった。

### 3 伊勢志摩サミット開催時における自粛について

佐々木理事から、全日遊連発第383号「伊勢志摩サミット開催に伴う遊技機の入替自粛の実施についてご協力をお願い」について説明があった。部品等の交換は除くとあるが、各都道府県の対応がまだ決定していないところもあるので、各県遊協に確認できたら全商協に報告してもらい、全商協事務局が全国の一覧を作成し、各地区に配布することになった。

## 4 その他

### (1) 九州遊商で実施予定の決済代行について

九州遊商で、4月から実施予定の決済代行について説明があり、本日の組織委員会でも承認されたと報告があった。九州遊商の組合員が買主となる場合、決済代行利用の要請が九州遊商から、他地区組合員に連絡があるかもしれない。基本的には、あくまでも任意で行うものです。

関西遊商から、ピーセンサーとの比較で支払処理はどうなっているかと質問があった。これに対して、九州遊商から、組合が営業している時間内での対応なので、処理がピーセンサーに比べ1日遅れる可能性がある。早さを望むならピーセンサーを使えばいいが、組合の方が信頼性は高いのではないかと説明があった。

(2) 東遊商で検討している遊技機取扱主任者資格の受講に関する規程の提案について

佐々木委員長から、東遊商で検討している取扱主任者資格の受講に関する規程の制定について説明があり、受講申し込みは、販社に所属する正社員に限るとする規程を制定する準備をしているとの説明があった。山本副会長からは、全商協組合員の主任者を使うよう日工組に働きかけるべきだと意見が出た。佐々木委員長から、本件は、全商協として意思統一を行うべき課題だと考えていると発言があった。

山本副会長から、ホール1万店舗が全て主任者資格をとって、その内にルールが軽くなり、ホールの主任者なら全て点検できるとなると、販社の仕事が無くなるので、日遊協に働きかけるべきだと意見があがった。これに対し、佐々木委員長からも、買った人間が点検することに意味が無いと思っているので、会長、副会長から日遊協へ説明をしてもらう事となった。

(3) サンセイアールアンドディの遊技機枠のシール偽造について

草加副会長より、関西と九州でサンセイアールアンドディの遊技機枠のシール偽造について、実機を用いて説明があった。今後は、新台の保証書発給時にも、しっかりと実機を確認するよう厳重注意しているとのことであった。本件は、色々なところから漏れ聞いているが、風評にならないよう、情報をしっかりと事実確認してもらいたいと要望があった。

以上